

問 合 せ 先	中区市民課 (504-2551)
	東区市民課 (568-7708)
	南区市民課 (250-8938)
	西区市民課 (532-0930)
	安佐南区市民課 (831-4928)
	安佐北区市民課 (819-3907)
	安芸区市民課 (821-4908)
	佐伯区市民課 (943-9709)

転入手続きの特例

1 支援策の内容

災害により、転出元自治体での転出届が困難で転出証明書が提出できない場合は、「転出証明書」の添付なく転入届ができます。詳しくは区市民課へお問合せください。

2 対象者

石川県輪島市、内灘町、穴水町及び能登町から転入される方